

神奈川県警察緊急配備規程の制定について

(平成4年5月1日例規第56号/神指発第150号/神ら企発第210号)

改正 平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地 一発第1号	平成6年11月1日例規第67号神務発第14 42号
平成7年3月24日例規第8号神務発第452号	平成9年11月7日例規第50号神指発第40 2号
平成12年3月31日例規第18号神務発第640号	平成12年12月20日例規第57号神総発第 444号
平成18年3月24日例規第20号神務発第548号	平成24年3月23日例規第26号神地総発 第115号
平成29年7月11日例規第27号神刑総発第400号	平成31年3月26日例規第4号神務発第36 6号

各所属長あて 本部長

神奈川県警察緊急配備規程(昭和56年神奈川県警察本部訓令第9号)を改正し、神奈川県警察緊急配備規程として、平成4年5月7日から施行することとしたので次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察緊急配備規程の制定について(昭和56年3月25日 例規神指発第54号)は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

従来の神奈川県警察緊急配備規程は、昭和56年に制定され運用されてきたが、最近の社会構造の変化による犯罪の多様化・広域化・スピード化等に対応するため、汎用電子計算機を導入した科学的な緊急配備システムが開発されたことから神奈川県警察緊急配備規程(以下「旧規程」という。)の見直しを行い、新たに神奈川県警察緊急配備規程(以下「新規程」という。)を制定し、効率的な緊急配備の運用を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

1 緊急配備対象事件の整備

県内配備である特別緊急配備及び緊急配備(以下「緊急配備等」という。)対象事件と広域緊急配備要綱(昭和56年5月15日警察庁次長通達)で規定する広域緊急配備対象事件が同一であることから「対象事件」として統一整備した。

2 広域緊急配備の配備種別の規定化

旧規程制定後に、広域緊急配備要綱が制定され、広域緊急配備の種別が改正されたことに伴い、旧規程の一部を改正して運用していたが、新規程に広域緊急配備の種別として規定した。

3 広域協定配備の規定化

神奈川県警察と警視庁、山梨県警察、静岡県警察及び千葉県警察(以下「隣接都県警察」という。)は、広域緊急配備要綱に定める広域緊急配備対象事件以外の重要事件を都県境付近において認知した場合、既に広域協定配備(以下「協定配備」という。)を締結し運用していることから、協定配備対象事件(以下「協定対象事件」という。)を規定するとともに、協定配備及び協定警戒活動の依頼と実施について規定した。

4 配備種別の整備

旧規程においては、緊急配備等の発令を警察署単位(発生署配備・隣接署配備・外周署配備)により運用してきたが、汎用電子計算機を導入した科学的な緊急配備システムの開発により、発生地点を中心とする指定区域におけるキ口圏配備が運用されたことに伴い、配備種別を全体配備・キ口圏配備・発生署配備・指定署配備・高速道路配備・鉄道配備の6種とした。

5 実施責任者の設置

特別緊急配備、緊急配備、広域緊急配備及び協定配備を効果的に実施するため、警察署並びに機動捜査隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊(以下「本部執行隊」という。)に緊急配備等実施責任者(以下「実施責任者」という。)を置くこととし、警察署は副署長、本部執行隊は副隊長を充てることとした。

6 事件主管課長の措置

事件主管課長は、重要又は特異な事件の発生により、緊急配備が発令又は発令が予測される事件で、必要がある場合は、通信指令室への幹部の派遣及び必要な資料の提供等を行い、緊急配備等の実施に協力することとした。

7 実施結果の反省検討

緊急配備等を実施した事件のうち、未検挙事案については、実施結果について反省、検討を加え、その結果を実施計画の策定及び教養訓練に活用することとした。

第3 解釈及び運用上の留意事項

1 警戒措置の区分及び配備の種別(第2条、第5条、第6条、第26条、第29条、第32条、第33条及び第34条関係)

(1) 特別緊急配備

ア 特別緊急配備は、地域警察その他の警ら警察活動に従事する警察官(以下「地域警察官」という。)のみでなく、専務警察官のうち、窓口事務又は時間的に制約のある事務等に従事している者を除き最大の警察官を動員して行う警戒措置である。

なお、動員態勢は、事件発生警察署及びその他の発令該当警察署すべて同じである。

イ 特別緊急配備を実施する事件は、対象事件のうち、特に凶悪な事件又は犯人が銃砲、火薬類等を所持しているなど市民を恐怖に陥れ、若しくは逃走中の犯人が

市民に重大な危害を与えるおそれのある事件をいい、例えば銃砲、火薬類の盗難事件又はこれらを使用した殺傷事件がこれに当たる。

(2) 緊急配備

緊急配備は、対象事件が発生した場合に、事件発生警察署にあっては、警察官を最大に動員し、その他の発令該当警察署にあっては、当日勤務の地域警察官及び警察署長が必要と認める専務警察官を動員して行う警戒措置である。

(3) 配備種別と動員態勢

配備の種別ごとの動員内容は、次表のとおりである。

特別緊急配備及び緊急配備の配備種別と動員内容

区分 ＼ 種別	特別緊急配備	緊急配備
全体 配備	県下全警察署の警察官を最大に動員する。	(1) 発生署は、警察官を最大に動員する。 (2) 発生署以外の警察署は、当日勤務の地域警察官を動員し必要があるときは、専務警察官を動員する。
キ口 圏配 備	発令該当警察署は、警察官を最大に動員する。	同上
発生 署配 備	発生署は、警察官を最大に動員する。	発生署は、警察官を最大に動員する。
指定 署配 備	指定警察署は、警察官を最大に動員する。	指定警察署は、当日勤務の地域警察官を動員し、必要があるときは、専務警察官を動員する。
高速 道路 配備	(1) 指定する道路を管轄する警察署は、当日勤務の地域警察官を動員し、必要があるときは、専務警察官を動員する。 (2) 高速道路交通警察隊は、指定道路を管轄する隊本部又は分駐所の当日勤務の警察官を動員する。	(1) 指定する道路を管轄する警察署は、当日勤務の地域警察官を動員する。 (2) 高速道路交通警察隊は、指定道路を管轄する隊本部又は分駐所の当日勤務の警察官を動員する。
	高速道路配備の指定する高速自動車国道及び自動車専用道路は、神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)第44条第3項に規定する高速自動車国道等である。	
鉄道 配備	(1) 指定する鉄道を管轄する警察署は、当日勤務の地域警察官を動員し、必要があるときは、専務警察官を動員する。 (2) 鉄道警察隊は、指定する鉄道を管轄	(1) 指定する鉄道を管轄する警察署は、当日勤務の地域警察官を動員する。 (2) 鉄道警察隊は、指定する鉄道を

	する隊本部又は分駐所の当日勤務の警察官を動員する。	管轄する隊本部又は分駐所の当日勤務の警察官を動員する。
	鉄道配備の指定する鉄道は、新幹線、JR各線、私鉄各線及び地下鉄である。	
備考	地域部長は、配備種別及び事件の態様等に応じて必要な本部執行隊員の配備運用を行う。	

(4) 広域緊急配備

広域緊急配備は、対象事件が発生した場合において、広域緊急配備要綱に基づき、他の都道府県警察(以下「他県警察」という。)の管轄区域における緊急配備の実施効果が認められるときに依頼し、又は他県警察から緊急配備の依頼を受けて行う警戒措置である。

(5) 協定配備

協定配備は、協定対象事件が発生した場合において、隣接都県警察との協定配備の締結に基づき、隣接都県警察署の管轄区域における緊急配備の実施効果が認められるときに依頼し、又は依頼を受けて行う警戒措置である。

(6) 広域緊急配備及び協定配備の配備種別と動員態勢

広域緊急配備及び協定配備の配備種別と動員内容は、次のとおりである。

ア 広域緊急配備の配備種別と動員内容

種別	動員内容
広域全体配備	警察署は、警察官を最大に動員する。
広域要点配備	(1) 当日勤務の地域警察官を動員する。 (2) 必要があるときは、専務警察官を動員する。
広域外周配備	同上
広域隣接配備	同上
広域隣接警察署配備	警察署は、警察官を最大に動員する。
広域高速道路配備	(1) 指定する道路を管轄する警察署は、当日勤務の地域警察官を動員する。 (2) 高速道路交通警察隊は、指定道路を管轄する隊本部又は分駐所の当日勤務の警察官を動員する。 高速道路配備の指定する高速自動車国道及び自動車専用道路は、神奈川県警察の組織に関する規則第44条第3項に規定する高速自動車国道等である。
備考	地域部長は、配備種別及び事件の態様等に応じて、必要な本部執行隊員の配備運用を行う。

イ 協定配備の配備種別と動員内容

前記アに規定する広域緊急配備の広域隣接警察署配備を準用する。

(7) 重点警戒

重点警戒は、警察署の当日勤務の地域警察官、本部執行隊の当日勤務の警察官を動員して行う警戒措置であり、次の場合に発令する。

ア 事件自体は対象事件に該当しないが、犯行手段、事件の波及性、社会的反響からみて特別の警戒活動を行うことが必要と認められる事件で、事件発生から間がないと認められ、かつ、犯人が逃走中又は付近に潜伏しているとき。

イ 対象事件が発生した場合で、既に相当の時間を経過し、又は犯人に関する手配資料の不足により、直ちに緊急配備等を実施しても効果が期待できないとき。

ウ 緊急配備等を解除したのちにおいても、一定規模の警戒活動を継続する必要があると認められるとき。

2 対象事件(第3条関係)

(1) 対象事件の解釈は、次のとおりとする。

ア 第1号「殺人、強盗等」とは、凶悪事件を例示したもので、強制性交等、放火及びひん死の重傷を負った傷害事件を含むものとし、「重要なもの」とは、犯行の手段及び方法、被害の程度等からみて客観的に重要と認められるものをいう。

イ 第2号「銃砲、火薬類等」には、刀剣類、爆発物及び火炎びんを含むものとし、「重要なもの」とは、犯行手段及び方法、被害の程度等から見て客観的に重要と認められるものをいう。

ウ 第3号「重要なもの」とは、極左暴力集団によるゲリラ事件及び暴力団の対立抗争事件等組織を背景とした集団による暴力事件のうち、事件の規模、内容、被害の程度及び社会的影響等からみて、客観的に重要と認められるものをいう。

エ 第4号「誘拐・人質事件」には、現に運行中の航空機、船舶、列車、バス等の公共輸送機関の奪取事件を含むものとし、「重要なもの」とは、生命に危険が予想されるものをいう。

オ 第5号「重要なもの」とは、被害品、被害金額、犯行件数、犯行地域、犯行手段、事件の波及性、社会的反響等からみて客観的に悪質重要と認められるものをいう。

カ 第6号「重要なもの」とは、被害者の死亡又はこれに準ずる人身の被害を伴う場合をいう。

キ 第7号「社会的又は国際的反響の大きい特異な事件」とは、身柄拘束中の被疑者被告人の逃走事件等社会的不安を引き起こすおそれのある事件又は外国来賓、外交使節、外国公館等に対する事件で国際的重要問題に発展するおそれのある事件をいう。

(2) 「対象事件の犯人が立ち回った(潜伏を含む。)ことを認知したとき」とは、第3条第1項各号の事件の指名手配被疑者又は「神奈川県警察捜査共助要綱の制定について」(平成元年3月14日 例規第13号、神刑総発第142号)に基づく、重要事件容疑者が立ち回り又は潜伏したことを認知した場合をいう。

3 協定対象事件(第4条関係)

(1) 協定対象事件は、広域緊急配備要綱で規定する「都道府県警察は、広域緊急配備対象事件に当たらない事件を認知した場合において、必要により他の都道府県警察相互間の合意に基づき、積極的に運用を図ること」に基づき地域部長が隣接都県警察と協定配備を締結したことから、協定対象事件として規定化した。

(2) 隣接都県との協定締結及び運用開始は、次のとおりである。

協定都県名	締結年月日	運用開始年月日
警視庁	平成元年12月27日	平成2年1月16日
山梨県警察	平成2年3月23日	平成2年5月1日
静岡県警察	平成2年3月23日	平成2年5月1日
千葉県警察	平成9年11月7日	平成9年11月7日

4 特別緊急配備及び緊急配備の種別(第5条関係)

(1) 全体配備は、重要又は特異な事件で、犯行が広域にわたり、反復して敢行するおそれのある場合に、県下全域に実施する配備である。

(2) 「キ口圏配備」は、事件発生からの経過時間、逃走手段、逃走方向、交通事情等を要素として、事件発生地点から半径25キロメートルの範囲内で、「キ口」を単位として、犯人の逃走可能範囲を抽出し、合理的に実施する配備である。

(3) 「発生署配備」は、事件発生警察署の区域内で最大の警戒員を動員して行う配備であり、「指定署配備」は、犯人の立ち回り等が予想される場合に指定した警察署の区域で実施する配備である。

(4) 「高速道路配備」及び「鉄道配備」は、発生署配備及びキ口圏配備を実施した場合に、警戒地域外となる高速道路及び鉄道の警戒が特に必要がある場合に道路及び鉄道を指定して実施する配備である。

5 広域緊急配備の種別(第6条関係)

広域緊急配備の種別の解釈は、広域緊急配備要綱に定めるところによるものとする。

6 実施責任者(第7条関係)

警察署及び本部執行隊に実施責任者を置き、警察署にあっては副署長、本部執行隊にあっては副隊長をもって充てる。

実施責任者は、警察署長及び本部執行隊長(以下「本部執行隊長」という。)の指揮を受け、拳署(隊)一体で効果的な緊急配備等を推進する必要があることから総合的な指揮及び調整を行うこととした。

7 実施主任者(第8条、第22条、第31条、第33条及び第37条関係)

- (1) 実施主任者は、警察署及び本部執行隊の実施する緊急配備等の実質上の責任者であり、警戒員の迅速、的確な配備運用、配備に必要な資料の収集等について第一次的に責任を負うものである。
- (2) 実施主任者は、次の事項に留意して効果的な配備運用に努めるものとする。
 - ア 警戒員を把握し、迅速、的確な配備運用を行うこと。
 - イ 事件現場には、報告責任者を指定し、通信手段を確保して配備に必要な資料を収集すること。
 - ウ 警戒活動の実施状況を確認するとともに、警戒員を現場に集中させないこと。
 - エ 警戒員に対する手配資料等の伝達については、効果的な無線機の配置と活用に努めること。
- (3) 実施主任者は、緊急配備等を実施した場合は、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に対し、次のことを報告することとした。
 - ア 配備場所、配備人員及び配備完了時刻
 - イ 新たに収集した情報、その他緊急配備等の実施に参考となる事項
 - ウ 犯人を検挙した時は、犯人の氏名、検挙時間及び場所なお、報告の方法は、旧規程においては有線電話によることを原則としていたが、新規程では、配備場所、配備人員及び配備完了時間については、緊急配備用端末装置により行うことを原則とした。
- (4) 実施主任者は、発令する緊急配備等に迅速に対応するため、準備態勢が発令された場合は、次の措置を行うものとする。
 - ア 事件現場に無線自動車又は最寄りの警察官を迅速に派遣すること。
 - イ 交番、駐在所及び警備派出所(以下「交番等」という。)から遠隔地にある配置場所及び主要配置場所(犯人検挙の可能性が最も高い配置場所)への先制配置を行うこと。
 - ウ 巡回連絡等の所外活動に従事している警察官を警戒活動へ移行させること。
 - エ 待機中の無線自動車を警戒活動へ移行させ、休憩中の警察官を待機させること。
 - オ 警察署に在署している警察官を招集するほか、輸送車両の確保その他必要な装備資器材を準備すること。

8 総合運用(第9条関係)

対象事件及び協定対象事件が発生した場合には、事件の規模及び態様に応じた警察官の動員、通信機器、車両航空機等の装備資器材を効果的に活用し組織の総合機能を発揮した緊急配備を実施することとしたので、通信指令課長、その他の本部関係課(隊長)は、必要に応じ、直ちに警戒要員、通信機器、警察用航空機、車両等の装備資器材及び警察犬の総合的な運用ができるよう人員の確保及び装備資器材の整備に配慮することとした。

9 緊急報告(第10条、第16条、第34条及び第35条関係)

(1) 警察官は、対象事件、協定対象事件及び重点警戒を実施すべき事件が発生したとき又は緊急配備等の実施に必要な資料を得たときは、次の事項について速やかに地域部長(通信指令課長経由)に緊急報告すること。

ア 事件名

イ 事件発生の日時及び場所

ウ 犯人の氏名、年齢、人相、着衣、特徴及び携帯品

エ 凶器の種類

オ 逃走手段及び方向

カ 被害品の特徴

キ その他緊急配備等に必要な事項

(2) 緊急報告の方法は、原則として無線電話、警電 110 番又は 110 番で行うこととしたが、報告内容が部外に漏れることにより、捜査上支障が生ずるおそれがある場合は、有線電話による報告とする。したがって、捜査上著しく支障を来すおそれがある有線電話による報告の場合であっても、報告の内容が他に漏れることのないように十分留意すること。

(3) 緊急報告した場合は、神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程(平成 12 年神奈川県警察本部訓令第 11 号)第 8 条第 1 項による所属長への報告があったものとみなすこととした。

10 緊急配備等の発令、指揮等(第 11 条～第 15 条及び第 18 条関係)

(1) 緊急配備等の発令は、当該事件の規模、態様及び犯人の逃走時間、逃走手段方向等を勘案して、次の方法により発令する。

ア 警察署及び本部執行隊に対しては、特別緊急配備、緊急配備の別及び配備の種類を指定して発令するものとする。

イ 緊急配備等の発令方法は、無線指令及び緊急配備用端末装置により行うこととした。

(2) 緊急配備等の省略

緊急配備等を省略することができる事由のうち「緊急配備等を発令することにより、捜査上支障が生ずるおそれがあるとき」とは、次のような場合である。

ア 誘拐・人質事件等であって、緊急配備等を実施することにより被害者の生命、身体に危険が及ぶおそれのあるとき又は特に捜査上支障が生ずるおそれがあるとき。

イ 外国高官、外国人等に関係する事件であって、捜査上特に配慮する必要があるとき。

(3) 緊急配備等の解除

ア 緊急配備等を解除することができる事由のうち、「緊急配備等を継続しても効果がないと認められるとき」とは、緊急配備等の発令後おおむね 2 時間を経過し、

その間に犯人の行動に関する情報がなく、かつ、犯人の検挙の見込みもないときである。

なお、事件の内容、地理的条件、犯人の逃走手段、その他の情報等を考慮して時間を延長又は短縮することができる。

イ 「緊急配備等を継続することによって、捜査上支障が生ずるおそれがあると認められるとき」とは、前記(2)と同様の事由であることが判明したときである。

(4) 緊急配備等の指揮

事件の態様及び犯人の逃走手段に応じて「必要な配備運用」を行わなければならないとしたが、これは緊急配備等の発令後において、事件の規模及び態様並びに犯人の逃走手段等から警戒区域の変更又は警戒員の増強等の措置を行うことである。

11 準備態勢(第 15 条及び第 22 条関係)

準備態勢は、対象事件の疑いのある事件が発生した場合に発令するが、これは対象事件に該当することが判明し、緊急配備等が発令された場合において、これに迅速に対応させるために、あらかじめ事前に準備しておく必要からである。したがって、実施主任者は準備態勢が発令されたときは、実施責任者の指揮を受け、事件現場への警察官の迅速な派遣、警戒要員の確保及び装備資器材の整備等定められた所要の措置を行うこととした。

なお、地域警察官は、主要配置場所での先制的な警戒活動に従事することになる。

12 先着警察官の任務(第 16 条)

(1) 所属のいかなを問わず対象事件及び協定対象事件又はその疑いのある事件の現場に先着した警察官は、犯人が現場から既に逃走しているときは、緊急配備等の実施に必要な事項の報告が遅れがちであるので、最優先して地域部長(通信指令課長経由)に緊急報告することを義務づけたものである。

(2) 緊急配備等の実施に必要な事項の報告を最優先に行うこととしたのは、緊急配備等の効果的な実施を図る観点から規定したものであり、「事件現場に負傷者がいる場合の救護」又は「現場を保存する必要がある場合の現場保存」等は、いずれも事件現場に先着した警察官の当然の任務であり、また、これはいずれも規程制定の趣旨である緊急配備等の効果的な実施とは別の捜査活動又は被害者の救護活動であることから、特別の定めをしなかったものであり、運用に誤りのないよう留意すること。

13 警戒活動の優先(第 17 条関係)

(1) 警察官を最大に動員して行う特別緊急配備には、多数の警察官を動員するので、専務警察官は所管事務を中断するなどして実施主任者の指揮下に入ること。

(2) 署(所)外において、各種取締り等の街頭活動に従事している警察官は、実施主任者の指揮を受けること。

(3) 警戒活動のため、所管事務を中断する場合は、応対中の部外関係者等に対しては、事情を説明するなど、不快の念を与えないよう配慮すること。

14 通信指令課長の措置(第 19 条関係)

(1) 緊急配備等の発令、指揮等の通報・伝達は、無線指令又は緊急配備用端末装置により行うものとし、これにより難しい場合は、警察電話によるものとする。

(2) 無線自動車の配置運用に当たっては、次により行うものとする。

ア 所属のいかなを問わず、事件発生場所又は犯人が逃走若しくは潜伏している場所に最も近い無線自動車を派遣して現場措置又は犯人の検挙を行わせること。

イ 事件発生署の管轄区域において、警戒活動中の無線自動車については、現場に集中させないよう配置運用すること。

ウ 機動捜査隊の無線自動車については、初動捜査又は警戒活動に従事する車両の別を把握して運用すること。

エ 緊急配備等を実施している警察署の管轄区域において、110 番通報事案の処理、その他無線自動車を派遣する必要があるときは、本部執行隊の無線自動車を指定して事案処理に当たらせるなど、110 番通報事案等の適正な処理に努めること。

15 警察署長の措置(第 20 条関係)

(1) 警察署長は、緊急配備等が発令されたときは、署員の総力を挙げて迅速、的確な初動活動を行い、犯人の早期検挙又は緊急配備等の実施に必要な情報、資料の収集に努めること。

なお、対象事件の発生を知ったときは、緊急配備等の発令を待つことなく迅速、的確な初動活動を行うこと。

(2) 警察署長は、緊急配備等の実施に当たり必要があるときは、通信指令課長を經由して警備課、地域総務課、鑑識課、装備課等に対し警戒員、警察用航空機、警察犬等の援助を要請し、効率の上がるように努めること。

16 事件主管課長及び本部執行隊長の措置(第 21 条関係)

(1) 事件主管課長は、発令された緊急配備等が極左暴力集団によるゲリラ事件、暴力団対立抗争事件、放火殺人事件等、特に重要な事件について、必要と認めるときは、事件主管課担当幹部の通信指令室への派遣及び必要な資料の提供を行い、緊急配備等の効果的な実施に協力すること。

(2) 本部執行隊長は、緊急配備等が発令されたときは、発令された警察署の管轄区域を担当する隊本部又は分駐所の無線自動車を当該区域において機動検索等に従事させ、犯人の早期検挙に努めること。

なお、必要によりその他の無線自動車についても、緊急配備等の警戒活動に従事させるなど、効果的な緊急配備等の実施に配慮すること。

(3) 鉄道警察隊長は、所属隊員の派遣先警察署長と連携を密にし、発令された警察署の管轄区域等の駅及びその他の鉄道施設に隊員を派遣し、警戒、検索に従事させるなど効果的な緊急配備等の実施に努めること。

(4) 機動捜査隊長は、通信指令課長と連携を密にし、初動捜査及び警戒活動に従事する車両の区別を通信指令課長に通報し、所属無線自動車の効果的な運用に配慮すること。

17 警察署の各課長の措置(第 23 条関係)

(1) 警察署の各課長は、緊急配備等が発令された場合は、所管事務に優先して警戒員、車両、装備資器材の差し出しなど、実施主任者に協力し効果的な緊急配備等の実施に努めること。

(2) 事件発生現場に臨場した警察署の事件主管課長は、緊急配備等に必要な資料を収集した場合は、地域部長(通信指令課長経由)に速報し、事件の早期解決に努めること。

18 警戒方法(第 24 条及び第 25 条関係)

(1) 自動車検問は、次により行うものとする。

ア 自動車検問は、すべての車両を停止させて行うことを原則とする。ただし、最近の交通事情等から、すべての車両を停止させて行うことが不可能と認められるときは、車両を選別して検問し、その他の通過車両については、車種、塗色、登録番号等を記録すること。

イ 検問を行う際には、装備資器材を効果的に活用するとともに、触角配置を行い、検問回避車両の発見に努めること。

(2) 検索、張込み等の方法は、次により行うものとする。

ア 検索及び密行の範囲を明確にし、それに応じた警戒員を充てること。

イ 駅等に対する張込みは、迅速に行い、状況により制・私服員を効果的に配置すること。

19 広域緊急配備(第 26 条～第 31 条関係)

(1) 配備種別の指定

広域緊急配備を依頼する場合の配備種別の指定は、次により行うものとする。

ア 他県警察の管轄区域全域において、最大の警戒員を動員して行う警戒(以下「広域全体配備」という。)の指定は、特別緊急配備を発令した事件の犯人が他県警察の管轄区域に逃走し、又は逃走するおそれがあるとき。

イ 広域全体配備以外の配備種別の指定は、緊急配備を発令した事件の犯人が他県警察の管轄区域に逃走し、又は逃走するおそれがあるとき。

(2) 事前協議

広域全体配備を他県警察に依頼しようとするときの警察庁に対する事前協議は、関東管区警察局の当該事件の主管課を通じて行うこと。

なお、依頼した広域全体配備を犯人逮捕以外の理由により、これを解除する場合の警察庁に対する事前協議も同様とする。

(3) 広域緊急配備の実施

他県警察から広域緊急配備の依頼を受けたときは、広域緊急配備の配備種別を指定して発令するものとする。

なお、犯人の逃走手段、方向等により配備種別の変更の必要性を認めるときは、配備種別を変更して指定することができる。

20 広域協定配備(第 32 条及び第 33 条関係)

(1) 都県境付近において、協定対象事件が発生し、緊急配備を実施した場合に、次の項目に該当する場合は、隣接都県警察に対し協定配備を依頼することができる。

ア 犯罪が発生して間がないこと。

イ 犯人が明らかなこと。

ウ 犯人が隣接都県警察管内へ逃走する可能性があること。

(2) 協定配備の依頼は、事件の内容、犯人の逃走状況等を勘案して、最も効果的な範囲を指定し、警戒時間はおおむね 1 時間以内とする。

(3) 協定対象事件が発生し、隣接都県警察から協定配備の依頼を受けた時は、第 6 条第 5 号で定める広域隣接警察署配備を発令するものとする。ただし、この場合の配備場所及び警戒方法は、協議に基づき変更することができる。

(4) 身柄の引渡し

広域緊急配備等によって、当該事件の犯人を検挙したときは、原則としてその身柄を当該事件の発生地を管轄する他県警察に引き渡すこととし、その引渡し事務は刑事部刑事総務課で行うこと。

21 重点警戒の要領(第 35 条関係)

重点警戒が発令された場合の警戒要領等は、次表のとおりとする。

区分	警戒要領等
事件発生警察署	(1) すべての警ら用無線自動車は、検問、検索等の警戒活動に従事する。 (2) 交番等の警察官による主要場所における警戒は実施主任者の指示する方法による。
事件発生警察署以外の警察署	(1) 警ら用無線自動車は、特別の事情のない限りすべて検問、検索に従事する。 (2) 交番等の警察官による警戒活動は、実施主任者の指示する方法による。
自動車警ら隊	重点警戒実施警察署の管轄区域を担当する隊本部又は分駐所に所属し、あるいは、地域部長の指定する警ら用無線自動車は、特別の事情のない限りすべて検問、検索に従事する。
鉄道警察隊	重点警戒実施警察署の管轄区域を担当する隊本部又は分駐所の隊員

	は、特別の事情のない限りすべて駅等の警戒、検索に従事する。
自動車警ら隊、鉄道警察隊以外の本部執行隊	重点警戒の実施及び警戒方法の指定を受けた場合は、重点警戒実施警察署の管轄区域を担当する隊本部、分駐所等の無線自動車は、指定された警戒活動に従事する。

22 協定警戒活動(第 36 条関係)

- (1) 都県境付近において、協定対象事件又は重点警戒を実施すべき事件が発生し、重点警戒を発令した場合で必要があると認めるときは、隣接都県警察に対し、協定に基づく警戒活動(以下「協定警戒活動」という。)を依頼するものとする。
- (2) 隣接都県警察から協定警戒活動の依頼を受けたときは、警察署を指定して協定警戒活動を発令するものとする。この場合の警戒は、隣接警察署相互間で定めた警戒方法により行うものとする。

23 実施計画の策定(第 38 条～第 41 条関係)

- (1) 実施計画は、配備種別ごとに配備場所、配置人員及び警戒方法(以下「配備計画」という。)を定めること。
 なお、昼・夜間等によって警戒員の動員可能数に差があるときは、それぞれ別個に計画すること。
- (2) 高速道路を管轄する警察署長は、高速道路配備計画の作成に当たっては、関係する本部執行隊長と十分協議して作成すること。
- (3) 本部執行隊の実実施計画には、無線自動車及び鉄道警察隊の警戒区域及び警戒方法、通信指令課との連絡責任者、連絡すべき事項(緊急配備等に従事する無線自動車の台数等)及び連絡方法を定めること。
- (4) 実施計画の補正は、毎年 4 月 1 日及び管内情勢の変化等により補正の必要が生じたときに行うものとする。

24 実施結果の反省、検討(第 45 条関係)

- (1) 緊急配備等を実施した事件で、未検挙で終わった事件については、緊急配備用端末装置により出力した緊急配備等実施結果に基づき、初動態勢、緊急報告等緊急配備活動全般について反省検討を加え、その結果を実施計画の策定及び教養訓練の資料として活用すること。
- (2) 緊急配備等を実施したときは、緊急配備用端末装置から出力した緊急配備等実施結果を整理保管するとともに、自動車検問等によって把握した車種、塗色、登録番号等については、事後捜査に応じられるよう整備しておくこと。

25 教養訓練(第 46 条及び第 47 条関係)

- (1) 教養は具体的な計画を立て、これを反復して実施するなど効果の上がるように努めること。
- (2) 訓練は、事件発生から犯人の検挙に至るまでを想定した全般的なもののほか、次の事項について随時選択して行い、習熟を図ること。

ア 無線機使用による指揮訓練

イ 配備及び事件現場での措置訓練

ウ 車両で逃走する犯人に対する検問、検索等の訓練

(3) 無線通信機器(署活系を除く。)を使用して訓練を実施する場合には、事前に訓練の日時、場所、実施概要等を地域部長(通信指令課長経由)に報告すること。

26 犯人行動調査票の作成(第 48 条関係)

「犯人行動調査票」は、緊急配備等(依頼を受けて実施した広域緊急配備等を除く。)を実施し、かつ、通信指令課長が必要と認めた事件について、発令後 2 年以内に検挙した場合に作成することとし、作成要領は別に指示する。

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 6 年 11 月 1 日例規第 67 号神務発第 1442 号)

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号)

附 則(平成 9 年 11 月 7 日例規第 50 号神指発第 402 号)

附 則(平成 12 年 3 月 31 日例規第 18 号神務発第 640 号)

附 則(平成 12 年 12 月 20 日例規第 57 号神総発第 444 号)

附 則(平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号)

附 則(平成 24 年 3 月 23 日例規第 26 号神地総発第 115 号)

附 則(平成 29 年 7 月 11 日例規第 27 号神刑総発第 400 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)